

○ 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 震災対応型資本性貸付け（主要な事業用資産について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。）<u>であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金の貸付けをいう。</u>）については5億円 ただし、3名を超える常時従事者数1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内） ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助</p>	<p>第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 震災対応型資本性貸付け（主要な事業用資産について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。）を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金の貸付けをいう。）については5億円 ただし、3名を超える常時従事者数1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内） ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助</p>

<p>成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に<u>規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者</u>にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする（令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。</p> <p>6 （略）</p>	<p>成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に<u>規定する者</u>にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。</p> <p>6 （略）</p>
--	--

附 則 （令和3年3月29日付け2経営第3025号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第3の3の（2）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本最震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第3の5の規定の適用については、なお従前の例による。

○ 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 資金の内容 本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善 1 貸付金の使途 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から<u>11</u>までの資金 ただし、2の(3)、(5)又は(6)に掲げる者に対する貸付けにあっては、<u>農業近代化資金（基本要綱第2の1の1に定める農業近代化資金をいう。）</u>では対応が困難な場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略) (5) <u>営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金（2の(1)に掲げる者のうち、農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を営む者（以下「農業サービス事業体」という。）の行うものに限る。</u>) <u>(注) 決算の際に、無形固定資産又は繰延資産とされるものに限る</u></p> <p><u>(6)～(9)</u> (10) <u>農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(1)（農業サービス事業体に限る。）、(3)及び(5)に掲げる者の行う</u></p>	<p>第2 資金の内容 本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善 1 貸付金の使途 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から<u>10</u>までの資金 ただし、2の(3)、(5)又は(6)に掲げる者に対する貸付けにあっては、<u>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金又は農林水産省経営局長が別に定めるもの</u>では対応が困難な場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略) (新設)</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略) (9) <u>農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(3)及び(5)に掲げる者の行うものに限る。）</u></p>

ものに限る。)

(11) (略)

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(7)までに掲げる者とする。

- (1) 農業を営む者であって、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの(農業サービス事業体であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たすものを含む。以下「主業農業者」という。)

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

- (3) 原則として5年以内に、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けたもの。)となる計画を有する農業を営む法人であつて経営開始後決算を2期終えていないもの(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(10)まで(5)を除く。)の資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。)

(4) (略)

- (5) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であつて農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(10)まで(5)を除く。)の資金を借り入れる場合に限る。以下「集落営農組織」という。)

ア～オ (略)

- (6) (5)に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(11)の資金を借り入れる場合に限る。)

(7) (略)

3 貸付限度額

貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

ただし、認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。以下同じ。)に従つて農地等を取得する場合については1,000万円、事業再生支援資金にあつては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、貸付けを受ける者の負担する額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は、

(10) (略)

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(7)までに掲げる者とする。

- (1) 農業を営む者であつて、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの(以下「主業農業者」という。)

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

- (3) 原則として5年以内に、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けたもの。)となる計画を有する農業を営む法人であつて経営開始後決算を2期終えていないもの(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。)

(4) (略)

- (5) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であつて農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「集落営農組織」という。)

ア～オ (略)

- (6) (5)に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(10)の資金を借り入れる場合に限る。)

(7) (略)

3 貸付限度額

貸付限度額は、以下の通りとする。

- (1) 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

ただし、認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。以下同じ。)に従つて農地等を取得する場合については1,000万円、事業再生支援資金にあつては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、貸付けを受ける者の負担する額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は

農業を営む個人及び農業参入法人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。以下同じ。）にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

（削る）

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年）以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者であつて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内）とする（令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

II 負担軽減

3 貸付限度額

貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及びⅠの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

(1) 再建整備資金

①～③（略）

(2)（略）

（削る）

、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。以下同じ。）にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

(2) 主要な事業用資産について平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、事業再生支援資金にあっては、(1)のただし書に規定する貸付限度額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人にあっては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年）以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

II 負担軽減

3 貸付限度額

(1) 貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及びⅠの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① 再建整備資金

(ア)～(ウ)（略）

②（略）

(2) 主要な事業用資産について、地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、次に掲げる額（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、本資金及びIの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあつては2億5,000万円、農業を営む法人にあつては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① 再建整備資金

(7) 農業を営む個人 2,000万円

ただし、農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等必要があると認められる場合は3,500万円とし、その規模等からみて特に必要があると認められる場合は5,000万円とする。

(イ) 農業を営む法人 8,000万円

(ウ) いずれの場合も償還円滑化資金の貸付金残高及びIの経営改善の貸付金残高と通算しないものとする。

ただし、平成19年4月1日前に貸し付けられた平成13年4月27日財務省・農林水産省告示第27号（農林漁業金融公庫法別表第1の第1号（1の3）の資金を指定する件）2から4までに掲げる資金及び平成14年4月1日前に貸し付けられた昭和38年6月5日大蔵省・農林省告示第4号（農林漁業金融公庫法第18条第1項第4号の2の資金を指定する等の件）2に掲げる資金（同2の5に掲げる理由に係るものに限る。）の貸付金残高と通算するものとする。

② 償還円滑化資金

経営改善計画（令和3年3月31日までに策定されたものに限る。）

の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、25年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

4 (略)

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 その他

4 (略)

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 その他

- (1) 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金とⅠのⅠの(1)から(10)（事業再生支援資金を除く。）までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれにつきⅠの経営改善で定める貸付条件を準用する。
- (2)・(3) (略)

- (1) 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金とⅠのⅠの(1)から(8)までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれにつきⅠの経営改善で定める貸付条件を準用する。
- (2)・(3) (略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3025号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して経営体育成強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後のⅠの3及びⅡの3の規定の適用については、なお従前の例による。
3. この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者に対して経営体育成強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後のⅠの5及びⅡの5の規定の適用については、なお従前の例による。

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第 3 に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に</u></p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第 3 に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金（<u>⑥に掲げる場合にあつては令和 3 年 6 月 30 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u>）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民</u></p>

規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものに限り。）をいう。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

⑦～⑩ （略）

2 （略）

3 貸付限度額

(1) （略）

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限り。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

（削る。）

（削る。）

① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者

共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

⑦～⑩ （略）

2 （略）

3 貸付限度額

(1) （略）

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限り。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

① 主要な事業用資産について東北地方太平洋沖地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

② 東北地方太平洋沖地震による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

③ 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の被災農林漁業者（出荷制限・作付制限指示品目を生産する農林漁業者、避難・屋内退避指示対象地域の農林漁業者、風評被害を受けた農林漁業者等をいう。）

(削る。)

(削る。)

② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者

③ (略)

④ 令和2年7月豪雨による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

なお、本特例の適用は、①、③及び④については令和4年3月31日までの間、②については令和3年6月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

ただし、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者にあつては、償還期限 15 年以内とする（令和3年6月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

④ 主要な事業用資産について、令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元年台風第19号」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

⑤ 令和元年台風第19号による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

⑥ 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者

⑦ (略)

⑧ 令和2年7月豪雨による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和3年3月31日までの間、⑥については令和3年6月30日までの間、⑦及び⑧については令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

ただし、第2の1の(3)の⑥に掲げる資金にあつては、償還期限 15 年以内とする。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限 13 年以内（うち据置期間 6 年以内）とする（令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に定める者にあつては、償還期限 13 年以内（うち据置期間 6 年以内）とする（令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

別紙様式〔個人用、農業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～5（略）

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

農産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 農産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔個人用、農業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～5（略）

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

農産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 農産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔個人用、林業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～5 (略)

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

林産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 林産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ (略)

別紙様式〔個人用、林業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～5 (略)

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

林産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 林産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ (略)

別紙様式〔個人用、漁業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～5（略）

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔個人用、漁業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～5（略）

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔法人・団体用、農業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～6（略）

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

農産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 農産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔法人・団体用、農業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～6（略）

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

農産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 農産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔法人・団体用、林業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～6 (略)

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

林産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 林産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ (略)

別紙様式〔法人・団体用、林業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～6 (略)

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

林産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 林産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ (略)

別紙様式〔法人・団体用、漁業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

年 月 日

住 所
氏 名

1～6（略）

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）

感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

別紙様式〔法人・団体用、漁業者〕

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1～6（略）

7 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少

最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少

売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等

水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）

生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症

所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上

金融機関との取引状況の悪化 水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ（略）

<p style="text-align: center;">別紙参考様式〔個人・法人共通〕</p> <p style="text-align: center;"><u>被災証明書</u> (農林漁業用)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇〇〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>1・2 (略)</p> <p>上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">----- 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇〇市町村長 (削る)</p>	<p style="text-align: center;">別紙参考様式〔個人・法人共通〕</p> <p style="text-align: center;"><u>被災証明書</u> (農林漁業用)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇〇〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>1・2 (略)</p> <p>上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">----- 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇〇市町村長 印</p>
--	---

附 則 (令和3年3月29日2経営第3025号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行日前にこの通知による貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の3の(2)の貸付限度額により貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
3. この通知の施行日前にこの通知による貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の5の償還期限により貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金についてのこの通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
4. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
5. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。） (ア)～(エ) （略） エ～キ （略） (2)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ （略） オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から(オ)まで及び(キ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、<u>農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に</u>限る。以下「長期運転資金」という。） (ア)～(ク) （略）</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。） (ア) （略） (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住</p>	<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者</p> <p>(ア)～(エ) （略） エ～キ （略） (2)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ （略） オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から(キ)までに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、<u>農業参入法人及び集落営農組織等に</u>限る。以下「長期運転資金」という。）</p> <p>(ア)～(ク) （略）</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。） (ア) （略） (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住</p>

する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第〇〇号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合
a～d（略）

②（略）

(ウ)（略）

(2)（略）

4（略）

5 償還期間及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和4年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6・7（略）

第3 近代化資金にかかる政府の行う利子補給等

1・2（略）

3 その他

(1)（略）

(2) 認定農業者等が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定の発効等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために近代化資金を借り入れる場合については、認定農業者等の借入金利負担を軽減するため、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）等を認定農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（

する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合
a～d（略）

②（略）

(ウ)（略）

(2)（略）

4（略）

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和3年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6・7（略）

第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等

1・2（略）

3 その他

(1)（略）

（新設）

平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知。以下「経営発展支援金融対策事業実施要綱」という。）に定めるところによる。

なお、この助成は、貸付額（経営発展支援金融対策事業実施要綱に定める事業のほか利子助成事業実施要綱に定める事業その他の近代化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2.0%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算する。）が個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 その他

1～4 (略)

5 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備

- (2) (1)に定めるもののほか、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 その他

1～4 (略)

5 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第11項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第14項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備

施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。(地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第11条及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条)

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上(平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)附則第4条第4項)

(3) (略)

6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第37条第1項第6号及び第2項第7号)

施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。(地方税法第349条の3第4項、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第52条の2の2第2項第2号及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第11条)

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上(平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)附則第4条第4項)

(3) (略)

6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第37条第1項第6号及び第2項第7号)

別記様式

農業近代化資金利子補給契約申込書

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾のうえ、 年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 （削る）

記

- 1 政府の利子補給に係る農業近代化資金の 年度における貸付予定額
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 年度貸付に係る同年度以降 年度における支給予定額の総額
円
 - (2) 年4月1日から同年12月31日までの期間における貸付に係る利子補給金の令和 年度における支給予定額の総額
円

別紙様式 第1

年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）

番 号
年 月 日

別記様式

農業近代化資金利子補給契約申込書

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾のうえ、令和年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 （印）

記

- 1 政府の利子補給に係る農業近代化資金の 令和年度における貸付予定額
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 令和年度貸付に係る同年度以降 年度における支給予定額の総額
円
 - (2) 令和年4月1日から同年12月31日までの期間における貸付に係る利子補給金の令和 年度における支給予定額の総額
円

別紙様式 第1

令和 年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

農業近代化資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、支給期間
(年 月 日～ 年 月 日)に係る農業近代化資金の実績を別紙計
算書のとおり報告する。
(以下略)

(別紙)

農業近代化資金利子補給金計算書(計算期間: 年 月 日～ 年 月 日)

(以下略)

別紙様式 第2

農業近代化資金貸付実行報告書
(年 月分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

(以下略)

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

農業近代化資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、支給期間
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)に係る農業近代化資金の実績を
別紙計算書のとおり報告する。
(以下略)

(別紙)

農業近代化資金利子補給金計算書(計算期間: 令和 年 月 日～ 年 月 日)

(以下略)

別紙様式 第2

農業近代化資金貸付実行報告書
(令和 年 月分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

(以下略)

別紙様式 第3

農業近代化資金貸付条件変更報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

(以下略)

別紙様式 第4

農業近代化資金回収状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、 年 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

(以下略)

別紙様式 第3

農業近代化資金貸付条件変更報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

(以下略)

別紙様式 第4

農業近代化資金回収状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、令和 年 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

(以下略)

別紙様式 第5

農業近代化資金実績報告書

番 年 月 日
号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

(以下略)

別紙様式 第6

農業近代化資金会計年度実績報告書

番 年 月 日
号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (削る)

農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により 年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。

(別紙)

令和 年度農業近代化資金の融資事業実績（期間 年1月1日～ 年12月31日）

別紙様式 第5

農業近代化資金実績報告書

番 年 月 日
号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

(以下略)

別紙様式 第6

農業近代化資金会計年度実績報告書

番 年 月 日
号 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長 (印)

農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により令和 年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。

(別紙)

令和 年度農業近代化資金の融資事業実績（期間 令和 年1月1日～令和 年12月31日）

(以下略)

(以下略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3025号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第111条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第3条第1項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付の決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の5の規定の適用については、なお従前の例による。
3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施</p> <p>1 貸付目標額の設定 本資金の貸付目標額の策定については、次によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) (2)の協議は、様式第2号の「貸付目標額協議書」を作成し、これを北海道にあっては直接、北海道以外の都府県にあっては<u>地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）</u>を経由して、1月末までに経営局長に提出して行うものとする。 (4) (略) (5) 都道府県は、(4)の内示を受け都道府県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する2の(2)の②の預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知するとともに、<u>北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局</u>に報告する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施</p> <p>1 貸付目標額の設定 本資金の貸付目標額の策定については、次によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) (2)の協議は、様式第2号の「貸付目標額協議書」を作成し、これを<u>地方農政局</u>を経由して、1月末までに経営局長に提出して行うものとする。 (4) (略) (5) 都道府県は、(4)の内示を受け都道府県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する2の(2)の②の預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知するとともに地方農政局に報告する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第8 都道府県の要綱等の制定等</p> <p>1 農業経営改善促進資金融通事業を実施しようとする都道府県は、本資金の融通に必要な事項を定めた実施要綱等を制定するものとし、<u>北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局</u>に届け出るものとする。また、これを改廃したときも同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第8 都道府県の要綱等の制定等</p> <p>1 農業経営改善促進資金融通事業を実施しようとする都道府県は、本資金の融通に必要な事項を定めた実施要綱等を制定するものとし、<u>地方農政局</u>に届け出るものとする。また、これを改廃したときも同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第9 報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低利預託基金預託等状況報告 (1) (略) (2) 都道府県は、(1)の提出を受けたときは、これを速やかに、<u>北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局</u>に提出するものとする。 (3) (略)</p>	<p>第9 報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低利預託基金預託等状況報告 (1) (略) (2) 都道府県は、(1)の提出を受けたときは、これを速やかに<u>地方農政局</u>に提出するものとする。 (3) (略)</p>
<p>第11 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の(2)及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号の裏面）の<u>確認欄に記名</u>を求めると</p>	<p>第11 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の(2)及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号の裏面）の<u>確認欄に署名又は記名及び</u></p>

とする。

様式第1号

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（個人）

年 月 日

※ 殿

郵便番号□□□-□□□□
住 所
電話番号（ ）
フリガナ
氏 名 (削る)
生年月日〔年 月 日生（歳）〕

(以下略)

様式第1号

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（法人）

年 月 日

※ 殿

郵便番号□□□-□□□□
住 所
電話番号（ ）
法 人 名
代 表 者 (削る)

(略)

【裏面】

個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

(略)

上記のとおり確認しました。

年 月 日

住所・所在地

押印を求めることとする。

様式第1号

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（個人）

令和 年 月 日

※ 殿

郵便番号□□□-□□□□
住 所
電話番号（ ）
フリガナ
氏 名 印
生年月日〔年 月 日生（歳）〕

(以下略)

様式第1号

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（法人）

令和 年 月 日

※ 殿

郵便番号□□□-□□□□
住 所
電話番号（ ）
法 人 名
代 表 者 印

(略)

【裏面】

個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

(略)

上記のとおり確認しました。

年 月 日

住所・所在地

氏 名

署名又は記名・押印

様式第1の2号

様式第1の2号

債務保証委託申込書

債務保証委託申込書

年 月 日

令和 年 月 日

農業信用基金協会会長 殿

農業信用基金協会会長 殿

郵便番号 □□□-□□□□

郵便番号 □□□-□□□□

住 所
電話番号 ()

住 所
電話番号 ()

フリガナ
氏 名 (削る)
生年月日 [年 月 日生 (歳)]
[法人等の場合は、名称及び代表者名]

フリガナ
氏 名 印
生年月日 [年 月 日生 (歳)]
[法人等の場合は、名称及び代表者名]

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

記

記

融 資 機 関		借入予定日	年 月 日
借 入 金 額	千円	借入期間	年 カ月間
借入金使途		うち据置期間	年 カ月間
利 率	年 %	第1回償還日	年 月 日
	割賦 毎年 月 日	最終償還日	年 月 日
元金の支払い 方 法	第1回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円	利 息 の 支 払 い 方 法	毎 年 月 日 月 日
申込者が既に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度	保証番号	現在残高 千円 千円 千円
			資 金 名 (用 途)

融 資 機 関		借入予定日	金和 年 月 日
借 入 金 額	千円	借入期間	年 カ月間
借入金使途		うち据置期間	年 カ月間
利 率	年 %	第1回償還日	金和 年 月 日
	割賦 毎年 月 日	最終償還日	金和 年 月 日
元金の支払い 方 法	第1回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円	利 息 の 支 払 い 方 法	毎 年 月 日 月 日
申込者が既に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度	保証番号	現在残高 千円 千円 千円
			資 金 名 (用 途)

様式第2号

○年度貸付目標額協議書

農林水産省経営局長 殿
(地方農政局経由)

都道府県知事

年 月 日
(削る)

(以下略)

様式第3号

農業経営改善促進資金貸付状況報告書 (年度 半期末)

都道府県農業信用基金協会
会長理事 殿

融資機関名
代表者名

年 月 日
(削る)

(以下略)

様式第4号

農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書 (年度 半期末)

都道府県知事 殿

年 月 日
○○県(都道府) 農業信用基金協会
会長理事 (削る)

(以下略)

別表(様式第5号関係)

1 上半期
(1) 第一四半期の状況
(表略)

(単位:百万円)

(2) 第二四半期の状況

(単位:百万円)

様式第2号

○年度貸付目標額協議書

農林水産省経営局長 殿
(地方農政局経由)

都道府県知事

年 月 日
Ⓔ

(以下略)

様式第3号

農業経営改善促進資金貸付状況報告書 (年度 半期末)

都道府県農業信用基金協会
会長理事 殿

融資機関名
代表者名

年 月 日
Ⓔ

(以下略)

様式第4号

農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書 (年度 半期末)

都道府県知事 殿

年 月 日
○○県(都道府) 農業信用基金協会
会長理事 Ⓔ

(以下略)

別表(様式第5号関係)

第 四半期の状況
(表略)

(単位:百万円)

第 四半期の状況

(単位:百万円)

(表略)

2 下半期

(1) 第三四半期の状況

(単位：百万円)

区 分	低利預託基金貸付状況			農業経営改善促進資金貸付状況		達成率	参 考		
	前期末残高	期中貸付額	期中償還額	前期末貸付残高	当期末貸付残高		融資機関数	取引契約者数〔人〕	極度額等の合計額
都道府県名						〔%〕			
合 計									

(2) 第四四半期の状況

(単位：百万円)

区 分	低利預託基金貸付状況			農業経営改善促進資金貸付状況		達成率	参 考		
	前期末残高	期中貸付額	期中償還額	前期末貸付残高	当期末貸付残高		融資機関数	取引契約者数〔人〕	極度額等の合計額
都道府県名						〔%〕			
合 計									

(以下略)

(表略)

(新設)

(以下略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3025号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 「天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱（昭和58年5月23日付け58農経A第411号農林水産事務次官依命通知）」の一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第2 (略)</p> <p>2 前項の申請書のうち利子補給補助金に係る申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。<u>ただし、当該書類を都道府県のウェブサイトにおいて公表している場合にあっては、当該ウェブサイトのURLを申請書に記載することにより、添付を省略できることとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p>年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付申請書（又は実績報告書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、 沖縄県にあっては沖縄総合事務局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">県（都道府）知事 氏名 (削る)</p> <p>天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱により下記のとおり 年 月 日から同年 月 日までの期間（ 年 半期）に係る利子補給補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔 又は 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給に係る事業が終了したので事業実績を報告する。 なお、あわせて精算額 円と概算受領額 円との差額 円の交付を請求する。 (補助金の全額が概算払により交付された場合には、なお書を削除する。) 〕</p>	<p>第2 (略)</p> <p>2 前項の申請書のうち利子補給補助金に係る申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4 <u>申請書及び添付書類は、それぞれ正副2部とする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p>平成 年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付申請書（又は実績報告書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、 沖縄県にあっては沖縄総合事務局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">県（都道府）知事 氏名 印</p> <p>天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱により下記のとおり平成 年 月 日から同年 月 日までの期間（平成 年 半期）に係る利子補給補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔 又は平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給に係る事業が終了したので事業実績を報告する。 なお、あわせて精算額 円と概算受領額 円との差額 円の交付を請求する。 (補助金の全額が概算払により交付された場合には、なお書を削除する。) 〕</p>

(以下略)

別記様式第2号

年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長） 殿

県（都道府）知事 氏名 （削る）

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱により
下記のとおり損失補償補助金 円の交付を申請する。

(以下略)

(以下略)

別記様式第2号

平成 年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補
給等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長） 殿

県（都道府）知事 氏名 印

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱により
下記のとおり損失補償補助金 円の交付を申請する。

(以下略)

- 附 則（令和3年3月29日付け2経営第3025号）
1. この改正は、令和3年4月1日から適用する。
 2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。